

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

人事院事務総長

令和7年10月14日付け（同月16日受付）文書で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

① 人事院人事評価実施規程【本体】

② 人事評価記録書（人事評価記録書の種類、人事評価記録書（能力）及び人事評価記録書（業績））【規程・別紙1】

※人事評価記録書（能力）及び人事評価記録書（業績）については「本院」のみ。  
人事評価記録書（能力）については「医師、歯科衛生士、看護師」を除く。

③ 評語等の解説【規程・別紙2】

④ 実施要領【規程・別紙3】

⑤ 評価者等一覧【規程・別表1】

（注）上記①、④及び⑤は請求内容の「目標設定や人事評価に関する評価者と被評価者の体系や評価手順を示した実施要項」、上記②は請求内容の「業務の目標設定や人事評価に関する評価表テンプレート」、上記③は請求内容の「業務の目標設定や人事評価に関する評価表の記入要領」に対応するものです。

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

#### [教示]

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、人事院総裁に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

## 行政文書開示決定通知書

齋藤 経史 様

人事院事務総長

令和 8 年 1 月 6 日付け（同月 9 日受付）文書で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示する行政文書の名称  
人事院人事評価実施規程の苦情対応要領及び苦情相談員・苦情処理機関一覧
- 2 不開示とした部分とその理由  
なし

#### [教示]

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、人事院総裁に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第 1 2 条第 4 項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。